

午前 9時56分 開会

○委員長（八幡元弘君） おはようございます。これより決算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は12名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに議事に入ります。

ここで、増子商工観光課長、羽田野地域整備課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

増子商工観光課長。

○商工観光課長（増子和弘君） おはようございます。昨日、第7款商工費についての薄田委員と、歳入の樽ヶ橋遊園におけるキッチンカー等の使用等について増子委員からの質問に保留させていただいた2件について答弁させていただきます。

初めに、薄田委員からの中小企業等支援事業において、始める支援事業により新規に雇用した人数は15名で、昨日申し上げましたはたらく支援事業の新規雇用の2名と合わせますと17名でございます。

次に、増子委員から樽ヶ橋遊園におけるキッチンカー等の使用料は、行政財産目的外使用料の樽ヶ橋遊園敷地使用料として1回当たり100円で84回、8,400円でございます。なお、この敷地使用料の中には、キッチンカーを使用せずに2間と3間のスペースを活用し、空揚げやパンなどを販売している方も含んでおります。この件につきまして、昨日雑入に含まれているとお答えいたしましたが、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

2人の委員、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） それでは続いて、羽田野地域整備課長。

○地域整備課長（羽田野雅行君） おはようございます。昨日、増子委員からのご質問の中で、8款土木費、除雪管理システム委託料についてご説明を申し上げましたが、補足の説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

この除雪管理システム委託料につきましては、令和5年度から9年度までの5年間の契約で総額4,864万2,000円でありまして、令和5年度は導入初年度であることからシステム環境構築費やシステム利用料等の経費が多くかかり、1,713万8,000円となっております。2年目以降の令和6年度から9年度までは年間787万6,000円、4年間の合計で3,150万4,000円となります。この4年間でも毎年システム環境設定のデータ更新やシステム利用料等の経費が必要でございまして、少雪、大雪にかかわらず、2年目以降の経費は毎年同額となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

委員、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） それでは続きまして、本日は認定第2号から認定第12号までの計11件の審査を行います。

また、審査の進め方は歳出、歳入の順に説明いただき、1会計ごとに審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取につきましても議案ごとに質疑終了後に行います。

それでは、認定第2号 令和5年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） おはようございます。それでは、私のほうから令和5年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

それではまず、歳入の合計収入済額は32億1,417万1,184円、歳出の合計支出済額は30億2,475万4,857円となり、歳入歳出差引き1億8,941万6,327円は令和6年度に繰り越すものでございます。

なお、被保険者数、保険給付費、保険税収納関係をはじめとする各種データにつきましては、別添資料として提出しておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明をいたします。266ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費や国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬など、国保事務の運営経費が主な内容でございます。

次に、268ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、出産育児一時金及び葬祭費でございます。

次に、270ページ、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。市町村が支払う保険給付費の全額は県が賄うこととなっており、その財源として市町村ごとに決定された金額を県に納める仕組みとなっております。このようなことから、県から示された胎内市における納付金を支出したものでございます。

次に、272ページ、第4款保健事業費につきまして、1項1目保健衛生普及費では、レセプト点検に係る業務委託料、ジェネリック医薬品差額通知書作成経費のほか、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に要する費用を支出したものであります。

また、2目疾病予防費につきましては、人間ドック等の助成金でございます。

2項1目特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査等に係る経費でございます。

次に、274ページ、第5款基金積立金につきましては、保険事業財政調整基金に利子を積立したものでございます。

276ページ、第6款公債費、1項1目利子は、一時借入れを行った場合の利子でございますが、

令和5年度は借入れを行っておりませんので、支出はございませんでした。

次に、278ページ、第7款諸支出金は、国保資格喪失等による過年度分の国保税の還付金、県から交付された保険給付費等交付金の精算による返還金及び前年度精算に係る一般会計への繰出金であります。

280ページ、第8款予備費につきましては使用いたしませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。お戻りいただきまして、250ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入したものでございます。

次に、252ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、国民健康保険税徴収に係る督促手数料でございます。

次に、254ページ、第3款県支出金につきましては、保険給付費の支出費用は全て県が賄うこととなっておりますことから普通交付金として医療給付費分が交付されましたし、そのほか医療費の適正化に向けた取組等に対する支援費として交付される保険者努力支援分、特別調整交付金分、特別交付金（県繰入金分）及び特定健康診査等の執行財源としての特定健康診査等負担金が交付されました。

次に、256ページ、第4款財産収入につきましては、保険事業財政調整基金の利子でございます。

次に、258ページ、第5款繰入金につきましては、1項1目一般会計繰入金で、保険基盤安定制度として低所得者の保険税軽減分に対する公費補填、国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金並びに国保財政の健全化、保険税負担の平準化のための国保財政安定化支援事業分を一般会計から法定内繰入れしたものでございます。

260ページ、第6款の繰越金は前年度の決算に基づく繰越金であり、262ページ、第7款の諸収入につきましては、国保税の延滞金、交通事故などの第三者行為による損害賠償金が主な内容となっております。

次に、264ページ、第8款の国庫支出金は、出産育児一時金が令和5年度より1人当たり42万円から50万円に引き上げられたことによる補助金のほか、東日本大震災で被災された方に対して国保税の減免を行ったこと及びマイナンバーカードの保険証利用をご案内するリーフレット作成に対する財政支援補助金です。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました認定第2号について質疑を行います。ご質疑願います。
渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） おはようございます。それでは、よろしく申し上げます。

資料の国保事業の特別会計決算審査資料という資料を参考に見ていました。その中の3ページ、

特定健診、特定保健指導の状況という数値載ってまして、令和5年度は特定健診の受診率で47.9%ということで、50%にはいっていませんけれども、いいほうかなと思っています。厚生環境常任委員会で今年、静岡県の藤枝市で健康予防日本一を目指して取り組んでいる状況ということで、視察させていただきましたけれども、ここが県内でいいほうで43.2%なので、人口規模は違うとはいえども、実施率は高いのかなと思いますが、この47.9%の受診率は県内20市の中の順位はどの位置に当たりますか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

すみません。今30市の状況しかちょっと把握しておりませんで……

○委員長（八幡元弘君） 30市町村。

○市民生活課長（宮崎 博君） 30市町村。すみません。市町村なのですけれども、県内で特定健診10位というふうな形になっております。よろしくをお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 10位ということで、20市にすればというのはちょっと当たるかどうか分かりませんが、真ん中辺なのかなということで、もっと高いところがあるということですが、この分析から特定健診の受診者と未受診者の、未受診者はどちらかという医療関係に受診するリスクというのは高いのかなというふうに自分でも思っていますが、その辺の受診者と未受診者の分析というのはどうなのでしょう。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

明確に特定健診の受診率が高いから、それは特定健康指導に移行するとか、医療機関にどういふふうに通診するとか、健康診査を受診していない方はお医者さんにかかる割合が高いとか、なかなかこれ一概には言えないところがございます。必ずしも相関する関係があるとは言えないというふうに我々なりに捉えておまして、ただ今ほど担当課長が申しましたように、30市の中で高いほうから10番目ではあるわけですから、受診率は平均よりも高い。しかし、1人当たりの医療費はどうかといったときに、県の平均の医療費よりも2万円ほど高い状態で推移してきております。それは、年間40万円程度なのですけれども、そういうふうに推移してきているところから見ますと、今ほど申し上げましたように必ずしも相関する関係を読み解くことは難しいというふうに捉えています。しかし、いずれにしても特定健康診査を経ていろいろな指導をしていくということは、必ず疾病予防と重症化リスクの低減に効果があるということで取り組んでおりますし、相関が見いだせる、見いだせないは別にして、今後も同様の推進を図っていく。さらにこれが高められるのであれば、なお高めていくという方針で臨んでおります。必ずしも分析に基づいた明確な答えになってはおりませんが、その辺りについてご理解賜りたいと思います。よ

ろしくお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） ありがとうございました。

それから、ちょっと別な質問になりますけれども、物価高騰等で保険税の滞納の方も懸念するわけですが、令和5年度の短期保険証と資格者証の交付者数をお願いしたいと思います。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

令和5年度の短期証と資格証ということでございますが、短期証のほうは80世帯、資格証が8世帯というふうな形になっております。よろしくお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 12月2日からマイナ保険証に移行するというので、保険証は基本的には廃止するという方向性になっていまして、この12月2日以降短期証については、また資格証についてはどんな扱いになりますか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

短期証につきましては、現在8月から10月までの分で3か月のものがあります。その後また納税相談等を行って、また短期証になるというふうな場合は11月から1月までというふうな形、11月から1月までの分の3か月の分が出ますので、そこまでの分は短期証というふうな形になりますが、その後につきましては短期証のほうは廃止となりますので、普通の保険証を持っている方と同じ取扱いというふうな形になりまして、資格情報のお知らせを発行するというふうな形になります。また、資格証の人につきましては、今現在と同じような形になるのですけれども、資格確認書の特別療養というものが発行されまして、それが資格を持っていますよというだけのものの通知なのですけれども、それを発行して医療機関を受診してもらうというふうな形になりまして、それは今までと同じように10割で医療機関を受診するというふうな形になります。よろしくお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） そうすると、短期証というのは廃止されて、滞納して短期証交付を受けられた従来の方、今後もそういう方も出てくる可能性があります、そういった方は一時的に10割負担しなくてはいけないということですか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） 私の説明至らなくて申し訳ございませんでした。短期証廃止ということになりますと、普通一般に持っている一般証と同じことになりますので、滞納がされていない方と同じ保険証の扱いになりますので、医療機関には普通にかかるというふうな形で、10割

負担というふうな形にはならず、3割負担というふうな形でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 分かりました。

それと、資料の令和5年度の胎内市の特別会計の運用審査意見書というのを見させてもらって、その中の3ページで、被保険者数は5,655人で前年度に比べ333人の減少で、年々減少しているということでありまして、この被保険者数は年々、年に300人以上減少していくということで、極端な数字で計算してそれが値するかどうかわかりませんが、10年すれば3,000人ぐらいが減ってしまうのかなと、こういうふうになると保険税も、一般質問の中でもありましたけれども、20市のうちに上位の高額になっているということで、胎内市はこの被保険者数がかなりの規模で減少した場合、県の財政運営とはいえ、かなりの負担とか、保険税の上昇とか、いろいろと懸念する点がありますけれども、今後についてこの国保税の推移をどのように捉えていますでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

渡辺委員からお話、ご指摘いただいたことというのは、やはり10年ぐらい前からそういう議論が様々なされている、そういう側面もございます。確かに人口減、国保の被保険者数の減少が加速的になっているから、その議論はますます深まって、深刻さを増しているといったところがございます。現在のところ、県が保険者と完全になっているわけではございませんので、これから先、古くて新しい議論の余地のあるテーマ、完全に市町村から県へ移行して、財政基盤もより安定的なところ、保険者、被保険者数も減ってきて、なお安定的に確実な国保の運営がなされていくために、やはり市町村ではなくて完全に県が保険者となっていくような議論を深めていかなければいけないというふうに認識をしております。ただ、そこでいろいろ、30市町村ありますから、医療費水準、所得水準、それから裏づけとなる安定的な運営の裏づけとなる基金の積立額、こういうところでなかなかコンセンサスが得られていないといったところがしばらく続いてきた議論の内容でございますので、今ほど申し上げましたように、来年なのか、再来年なのかというのはすぐ言えませんが、5年後、10年後を見据えて、県のほうと、そして30市町村で協議を深め、そのような形に移行していくところが被保険者の方々にとっても大きな安心材料になるのではないかなと、かように考えております。胎内市としては、そういった議論について積極的に、前向きに、肯定的に考えて、意見を発出しながら進めていきたいと考える次第でございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 273ページです。上のほうの健康奨励記念品が前年度20万円だったのが令和5年度は8万円ですけれども、対象者が減ったのか、どういうわけだかお知らせください。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

まず、人数のほうでございますが、今年度、対象者が30人中22人の方が該当したということでございます。基準でございますけれども、少し見直しをいたしまして、令和5年度より対象者を未受診者かつ特定健診を受診した方に変更しました結果、対象者が少し減ったというふうな形でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） どんな記念品を令和5年は、どうなのでしょう。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

一番人気があったのが血圧計ということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 筧委員。

○委員（筧 智也君） おはようございます。今ほどの羽田野委員の健康奨励記念品の条件を今教えていただいたのですが、これ条件が変わったことで受け取れる人が減ったよというお話でしたが、その以前、令和4年までの条件というのは一体どんな条件だったのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 補足があったら担当から補足をさせていただきますが、先ほど課長が答弁したところにも関わっているのですけれども、健康診査を受診もしていないのだけれども、たまたまお医者さんにかからずに済んだということでは、やはり要件としていささか足りない部分があるのではないかとということで、いや、そうではないと、ちゃんと健康診査も受診し、健康づくりに努め、その結果としてお医者さんにかからずに済んだ人に絞り込みをしていきたいと思います。だから、本当にたまたまかからず、お医者さんも行けばよかった人が行ってもいないがためにそれを受け取るというようなことは一定の線引きをして、健康づくりといったところに意識を注ぎ、そして健康診査も受けて、なおかつお医者さんにかからずに済んだという人がいわゆる模範的な受診をしなくて済んだ奨励者という、健康増進に関する奨励者ということで、奨励品をお渡しいたしましようというふうな形にシフトしたということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 筧委員。

○委員（筧 智也君） なるほど、そのとおりかなと。やはり健康づくりに意識を持っているからこそ、健康奨励記念品としてお渡しするというお話で、こちら別添資料に頂いている、先ほど渡辺栄六委員からも言われた特定健診の部分で、ではその中で受けはしたけれども、保健指導がかかると、ここにはかかってこないという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

保健指導のほうは、判定基準のほうには含まれておりません。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 坂上清一委員。

○委員（坂上清一君） 268ページ、中ほどに高額医療費4億円近くあるわけですがけれども、これ該当者何人で、差し支えなかったら教えてもらっていいですか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

レセプトの件数でございますが、381件というふうな形でございます。よろしく申し上げます。

〔「人数は」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） すみません。失礼いたしました。私、昨年より増えた数言ってしましまして、件数が5,093件高額の件数がございます。件数はそのことになっています。

○委員長（八幡元弘君） 坂上清一委員。

○委員（坂上清一君） 増えたということですがけれども、毎年同じ人ではないのだよ。増えているって、593件で、これに頭数にすると何人なのですか。

○委員長（八幡元弘君） 5,093件。

○委員（坂上清一君） 頭数、患者さん数、かかっている人の人数は何人なのですか、該当している人数は。

○委員長（八幡元弘君） 時間かかりますか。すぐ出ますか。

宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） すみません。件数は分かるのですがけれども、人数のほうがかちょっと把握できておりませんので、保留させていただきます。お願いします。

○委員長（八幡元弘君） 坂上清一委員。

○委員（坂上清一君） これ医療費、個人的には天井知らずで幾らでもいいのですがけれども、何回かかろうが、それも自由というか、医療なのだからということで、天井はないのですか。死ぬまですぐと失礼だけれども、あまり……

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

医療費につきましては個人個人で違うのですがけれども、何回かかっても医療費の対象にはなるということでございます。また、所得の区分によりまして1か月の負担額が決まっておりますので、そこまでは個人負担になりますけれども、こういった部分につきましては高額療養費というふうな形で、保険者のほうで負担しているというふうな形でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 坂上清一委員。

○委員（坂上清一君） ちなみに、その医療費の上限というか、限度みたいな数字はあるわけですか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） すぐ出せるようであればお答えいたしますけれども、委員の言われるところは年度によって、人によって、高額と一言で言っても随分幅があるのではないかという、そういうお尋ねかと思います。確かにこれまでのところを振り返ってみても、1人非常に難病の指定を受けるような方であると、年額で医療費のところ、保険給付費というような形になりますけれども、1人数千万円というようなケースもございます。なかなかいろいろ高度医療、それから非常に高額の、1回の手術で大きな額になるケースもここ何年間かの間でございました。それは、本当に読み切れないところがございますし、いずれにしても全ての人の命に関わることでありますから、高かろうが、頻度が多くあろうが、それは今担当課長が申し上げましたとおり、分け隔てなく必ず対応をしている。その結果として、非常にその年によって、その人によって、極めて高額になるケースはあるというふうに捉えておかなければいけません。ご理解のほどよろしく願います。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 先ほど渡辺栄六委員からあったのが、短期保険証80世帯、資格証明書8世帯という、今年度ね、ありました。その先の話で、短期保険証は来年春からもうなくなりますと、ただ資格証明書は今までどおり発行しますということなのですけれども、これは何でそういうふうになるのですか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

今現在、資格証の人につきましては保険証がないというところもございまして、そういうところもございまして新たに資格確認書のほうを発行するというところもございまして、また有効期限も設定されていないというところもございまして、そういうふうな形で発行するというふうなことでございます。よろしく願います。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これを発行するか、しないか、こういう制度を設けるか、設けないかというのは、自治体の市長の裁量だと思うのですが、それでもいいですか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） こちらにつきましては、国のほうで定められたことですので、市長が決めるというふうな形ではございません。よろしく願います。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 資格証明書を発行して滞納対策になるのかということが私は大きいと思うのですが、その辺は対策になっていますか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

短期証の発行につきましては、やはり滞納しているというようなことがございますので、そちらにつきましては3か月に1度は納税相談というふうな形ができますので、今まではそういうふうな形で、世帯状況にはよりますけれども、納付の方法の相談や、家庭の事情などをお聞きしながら納付方法を決めていくというふうな形で行ってまいりました。今後なのですけれども、1月というか、2月以降になりますけれども、短期証のほうが発行されないというふうな形になりますけれども、そちらにつきましても今まで以上に納税相談を行うというふうな形で、滞納者の方に連絡を取りながら、文書なり、電話なり、来てもらうなりしながら、短期証といいますか、滞納が少しでも減るような方法を取っていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 資格証明書の発行についての効果というのはどうですか。今短期証でしたけれども、資格証のほうについて。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

資格証の方につきましては、かなり高額というふうな形になっておりますし、それが滞納者に対して納税を促すというふうなところもございまして、またお医者さんにかかる際にやはり10割負担というふうになっているところ、これではいけないなといいますか、その意識づけといいますか、そこを何とか解消していただきたいというところもありますので、そういうところもあって資格証のほうを発行しているということでございますので、今までどおりの資格証の方は、資格確認書の特別利用料というところがございますけれども、そういった効果はあるのではないかなと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 県内では、受診の抑制になるのではないかとということで、市長の裁量で県内8つの自治体が見直しているのです。保険者側から見るとはなくて、やはり利用者側というか、加入者側の立場に立って、保険証がないから医者に行かないと、ずっと行かないことによって結局高額になってしまうということなんかがこの資格証発行によるものではないかという判断なのです。だから、これは県内8つの自治体がもうそういうことをやっているわけですから、そういう方向でやはり資格証の発行というのについては見直しをこの際すべきだというふうに思います。これは意見として言っておきますが。

あとは、259ページの、これ歳入でもいいのですよね。

○委員長（八幡元弘君） うん。

○委員（丸山孝博君） 259ページの未就学児の均等割軽減繰入金というのが一般会計からということで、これも国から2分の1が来るということなのですけれども、人数は何人分ですか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

令和5年度で23世帯、28人というふうな形でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 74万3,000円ということなのですが、これが多いか、少ないかということになるかも分かりませんが、あとこの金額があれば、全部未就学児の子供たちの均等割はなくなるわけですね。そういうことは、やはり負担軽減、生まれたばかりの子供、未就学児にまで均等割を求めることがよくないということで、国のほうでは半額負担ということになっているわけで、これ残り半分自治体が援助するという考えについて、市長はどうでしょう。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 後段の部分は、一顧だにしないということではなくて、様々どういうふうな実態になっているか、100%裏の補助的などところで自治体が行っていくということをはなから否定するものではございません。これもしかし、全国的に、胎内市だけではなくて議論すべきテーマではないかなと考えておりますので、様々情報収集しながら、必要があれば国にもそのような要望もしていこうと思います。

なお、前段のところも、これは丸山委員のほうから意見というふうにお話いただいたわけですが、すなわち資格証、短期証のところでは保険証がないから、受診しない、こういった声に対してはしっかりとサポートする必要があると。しかし一方で、責任も果たしていただく必要があると。すなわち、国民健康保険税であれ、国民健康保険料であれ、被保険者の方々にはみんな相当の負担をしていただいて、国民皆保険が成り立っているといった部分は丁寧に説明し、そして被保険者の方の命と健康を守るために保険証は必要だし、そして、納付をいただく部分、いただける部分をお願いしますよときちんと説明をし、理解をいただいて、納付できる方には納付していただくというのがやはり大原則であるというふうに思っています。その上で、なおかつそれで足りない方については、もろもろの説明を尽くし、丁寧に説明をしながら、本当にこぼれ落ちてしまう方がいるとしたら、それはどういうふうに対応すべきかという道筋をたどることが必要であって、そのような考え方の中で、他の自治体、先ほど委員のほうからは8自治体ということでしたが、その辺りの実損を踏まえて判断すべきであろうと思っております。

言うまでもなく、これまでもお伝えしてきたところでございますが、国民健康保険税については軽減のみならず、減免という制度も用意されています。それらを総合的に鑑みながら対応をしていく。これまでも担当のほうでは、そこら辺を踏まえながら丁寧な対応をしていると思っておりますが、なお徹底を図り、さらにそれを拡充すべき部分は拡充していこうと思っておりますので、あわせてご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 255ページの下のほうの上、保険者努力支援分が1,728万円ですけれども、前年度より250万円ぐらい多くなっているのです。それで、どんなことが評価されたというふうにお考えでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

こちらにつきましては、前年度より保険者努力支援制度の点数、評価のほうは25位から18位に上がったというところが一番多く、点数がよかったものがデータヘルス計画の策定、医療費通知の取組、個人インセンティブというところの評価が高いというところで点数が上がったということでございますので、その分が大きな要因というふうな形でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） いや、通知とかも含まれていましたけれども、何か前年度より変えたというようなことはないのですか。

○委員長（八幡元弘君） 宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） お答えいたします。

この保険者努力支援制度なのですけれども、同じことをやっても毎年点数が変わっておりまして、今言いましたジェネリック医薬品のところにつきましては昨年10点だったのですが、5年度が40点、医療費通知のところも満点取っておりますし、データヘルス計画のところは、こちら満点というふうに満点のところがありまして、そこが大きな評価になったのかなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 満点で何点ですか。

○市民生活課長（宮崎 博君） 25点満点中25点というふうな形でございます。お願いします。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） ちょっとついでながら補足申し上げておきますけれども、これがただいま担当課長から答弁申し上げましたように、果たして何をもって客観的に点数づけ、ランクづけがなされているのか不明瞭、不透明なところも実はございまして、あまり我々としては一喜一憂すべきではなく、逆に言うとこれが本当に実益のあるシステムになっているかどうか、県にも発足当時からいろいろ疑義もありましたので、しっかりと伝えながら、別のやり方で、どこの自治体においてもそれなりの努力工夫をしながらやってきているところ。だから、モデル的なところにならぬ支援をするとか、そういうふうになっていくのがしかるべきというふうに認識しておりますこと、あくまで補足ですが、申し添えさせていただきます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。
保留分の答弁はできますか。

〔「後ほどお願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） それでは、保留分ありますが、これから採決してもよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） 坂上さん、いいですか、保留分。

○委員（坂上清一君） はい。あったっけ。

○委員長（八幡元弘君） うん。数字、数字。
では、これから採決します。

お諮りします。認定第2号 令和5年度胎内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第3号 令和5年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） それでは、284ページから307ページにわたります認定第3号 令和5年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入合計収入済額は3億5,089万5,575円、歳出合計支出済額は3億4,341万2,939円となり、歳入歳出差引き748万2,636円を令和6年度に繰り越すものでございます。

なお、胎内市の被保険者数、保険料の収納関係のデータを別添資料としてまとめておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明いたします。初めに、300ページ、第1款総務費につきましては、被保険者証の交付、各種届出、申請の受付、広報や保険料の徴収などの事務を行うための経費でござ

います。

次に、302ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収した保険料及び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金を広域連合に納付したものでございます。

次に、304ページ、第3款諸支出金では、保険料の還付、一般会計からの繰入金の精算による返還金となっております。

306ページ、第4款予備費につきましては使用いたしませんでした。

次に、歳入について説明いたします。お戻りいただきまして、290ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、被保険者からの保険料を収入したものでございます。

292ページ、第2款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料でございます。

次に、294ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填や後期高齢者医療事務の執行に要する経費としての一般会計からの繰入金であります。

296ページ、第4款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

298ページ、第5款諸収入は、保険料の還付金及び前年度保険料等負担金の精算による返還金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。ご質疑ございませんか。ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第3号 令和5年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第4号 令和5年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） おはようございます。認定第4号 令和5年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の310ページをお開き願います。311ページの歳入の収入済額の合計は39億3,819万6,057円でございます。313ページの歳出の支出済額の合計は36億5,996万4,117円でございます。歳入歳出差引き残高の2億7,823万1,940円は、令和6年度へ繰越しいたします。

初めに、歳出からご説明申し上げます。334ページをお開き願います。334ページから337ページにわたります第1款総務費では、334ページの1項総務管理費で職員の人件費、2項徴収費では第1号被保険者の保険料賦課徴収に係る経費、3項介護認定審査会費では要介護要支援認定事務に係る新発田地域広域事務組合負担金、336ページにわたります2目認定調査等費では訪問調査員の報酬等、4項介護保険運営協議会費では委員謝礼が主な支出でございます。

次に、338ページから343ページにわたります第2款保険給付費につきましては、338ページの1項介護サービス等諸費では要介護認定者に対するサービスごとの給付費、340ページにわたります2項介護予防サービス等諸費では要支援認定者に対するサービスごとの給付費でございます。なお、保険給付費の前年度との比較では2,397万1,335円、比率では0.78%の増加となります。給付費が増加した主なものは1項3目施設介護サービス給付費で、前年度と比較いたしますと約3,700万円、2.9%増加しております。

一方、1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、前年度と比較して約1,080万円、率にして1.6%減少しております。

340ページから343ページにかけましては、高額介護サービスに係る支出、特定入所者介護サービス費が主な支出でございます。

次に、344ページから351ページにわたります第3款地域支援事業費につきましては、344ページ、1項介護予防・生活支援サービス事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型及び訪問型サービス費の支出が主なもので、346ページにわたります2項一般介護予防事業費では、65歳以上の高齢者を対象とした地域における介護予防活動の支援、健伸館の運営に係る支出が主なものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センターが行う総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメント支援等の包括的支援事業委託料のほか、348ページに移りまして、紙おむつ等購入費助成のほか、在宅医療介護連携の推進、高齢者の生活支援体制づくり、350ページに移りまして、認知症に関する総合的な支援を行う認知症地域支援推進員の活動に係る委託料が主なものでございます。

次に、352ページ、第4款基金積立金は介護給付費準備基金への積立金でございます。なお、令和5年度末時点における基金積立額は5億9,377万2,188円となっております。

次に、356ページ、第6款諸支出金では、支払基金、国、県負担金の前年度の精算に伴う返還金及び一般会計からの繰入金に対し、精算により一般会計へ繰り出したものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。お戻りいただきまして、316ページをお願いいたします。第1款保険料は、第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございます。

318ページ、第2款使用料及び手数料は督促手数料、事業者の指定の更新に係る手数料でございます。

320ページ、第3款国庫支出金では、法定負担割合に基づく国の介護給付費負担金、調整交付金、総合事業等に係る交付金、国が保険者の機能や予防対策の取組内容を評価し交付される保険者機能強化推進交付金などがございます。

次に、322ページ、第4款支払基金交付金は介護給付費等に対する交付金で、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

324ページ、第5款県支出金は県からの負担金及び交付金、328ページ、第7款繰入金は一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

330ページ、第8款繰越金は前年度の繰越金、332ページ、第9款諸収入は総合事業のサービス利用に対するケアマネジメントの報酬、介護予防教室の利用料が主なものでございます。なお、介護認定者数、認定率、サービス受給者数等の状況につきましては、お配りいたしました介護保険事業特別会計決算審査資料に過去3年間の推移を記載しております。

説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。ご質疑ございませんか。

増子委員。

○委員（増子達也君） 347ページになるのですが、3款2項1目12節委託料、この中で介護予防自己診断ウェブページ作成委託料と管理料というのがあるのですがけれども、介護というところかといえば高齢者対象なのかなということ、そういうイメージあるのですがけれども、高齢者とウェブページというのがちょっとあまりしっくりこないなというところで、どのような形の運用をしているかというのと、利用者数と、あとどういった年齢層がターゲットになっているのかというのをお聞かせください。

○委員長（八幡元弘君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

介護予防自己診断ウェブページというところですが、胎内市のホームページに掲載をされておりました。内容といたしましては、自己診断ということで質問事項があって、それをチェックすると、フレイルというちょっと足腰が弱っている状態であるとか、そういったものに該当するよというのが判断できるという内容になっております。対象といたしましては、主には65歳以上の方ということにはなりますけれども、もっと若い方で自己診断ということでやっていただくことも可能になっております。対象は、65歳以上の方を中心ということで実施しておりますが、実際に健伸館にいらっしゃった高齢者の方にご自分がお持ちになっている携帯と一緒に操作して判断したりとか、そういうことも実際にやっております。利用者数なのですけれども、少し前ですが、令和5年12月末で69の方が回答されておりました。アクセス数としては1,003件ということになっております。よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） ありがとうございます。

続いて、349ページなのですけれども、3款3項2目、上のほうです。12委託料で認知症高齢者見守り事業委託料ということでございまして、いろいろ最近そういった事件もありますので、どういった内容をしているのか少し、内容のほう興味ありまして、お聞かせいただけたらありがたいのですけれども、お願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

認知症見守り事業ですけれども、主には地域で住民の方々を中心に、認知症の方を温かく見守る環境づくりをするというところを目的に行っております。具体的には認知症サポーター養成講座ということで、こちらのほうは平成21年から実施しているものになりますが、学校であるとか、それから職域であるとか、そういうところに職員がお伺いしまして、認知症の基礎的な知識、それから関わり方ということを学ぶというようなことを実施しております。これまでの延べ人数でいいますと、1,700人ぐらいの方がそれを受講されているということになります。もう一つは、声かけ見守り模擬訓練ということで、地域で認知症の方がいた場合に、見かけた場合にどうやって声をかけて、どこにつないでいくかというのを実地訓練のようなものを行っております。昨年度はイオン、スーパーのところでそれを実施いたしました。そういった内容を実施しております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 339ページの地域密着型介護サービスですが、228人が利用しておられますけれども、こちら辺が私よく分からなくて、築地の何でしたっけ、りんどうとかも地域に密着している施設の利用というぐらいしか分からないのですけれども、どういう事業をやっているのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

地域密着型というのは、通所もありますし、入所もあると、様々あるのですが、何が違うのかといいますと、まずは地域密着型以外の事業所というのは県が指定するのですけれども、地域密着型というのは市が指定するというものになります。あと何が違うかといいますと、小規模なのです。ですので、同じ特別養護老人ホームでも、地域密着型になりますと利用者定員が29人以下というところになりますし、例えばデイサービスであっても市が認定する地域密着型であれば、18人以下というところになっております。そういった違いがありまして、あと利用できるのも胎内市民のみというところになっておりますので、そういった違いがあるというところになります。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） まごころの里築地とか、きのととか、りんどうとか、あともありますか、施設が何か所あって、その施設の入所の合計人数は何人になるか。

○委員長（八幡元弘君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） 地域密着型の施設の入所人数……

〔「施設の数」と呼ぶ者あり〕

○福祉介護課長（金子千恵君） 数でいきますと……

〔「読み上げてください。一番いいです」と呼ぶ者あり〕

○福祉介護課長（金子千恵君） 市内のグループホームが7か所、それから小規模多機能という通いと泊まりが両方できる施設が2か所、それから特養が3か所というような形になります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○福祉介護課長（金子千恵君） 人数ですね。すみません。今足し算をしておりますので、お待ちください。242人です。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 242人入所できるということですか。何か地域密着型の単価が胎内市は高いので、どうしてなのだろうと思ったら、入所が多いのかなと。それで、ほかの市町村、県平均、国平均と比べても高くなるのかなと思ったので、では242人入所できるということですね。

○委員長（八幡元弘君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） 地域密着は、入所以外のところもございまして、入所だけだと236人ということになります。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 347ページですけれども、前年度も載っていたのですが、下のほうにあります3、2、1の12です。委託料ですが、静脈認証システム保守委託料1万9,800円ですけれども、これはどういうものかなと思ひまして、どこに委託していただけるのですか。

○委員長（八幡元弘君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

地域包括支援センターにございます地域包括支援センターをつなぐパソコンがあるのですけれども、それを本人確認ということで、静脈で本人確認をさせてもらっています。その保守管理ということでこの金額になりますけれども、BSNアイネットというところに委託をしております。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 何か所とつながっているわけですか。

○委員長（八幡元弘君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） つながっているのは地域包括支援センターの間なので、市の私どもの係のところと4つの包括支援センターになります。ちなみに、本数は18でございます。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） この決算審査の資料ですが、3ページの居宅介護サービス受給者数、要介護3以上で前年度よりか人数は少なくなっている傾向があると思います。5ページの居宅居宅介護のサービス給付費、要介護3以上で、特に要介護5が前年度より約800万円ぐらい増加しています。この辺は、どういった要因か分析していますでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

やはり地域性というものは否めないと思います。都会と比べてまず高齢化率が高いということ、それから高齢者のみの世帯が多いということ、それからお一人で暮らしている方がどうしても要介護3以上になりますと、介護が必要になるということであれば施設に入ったほうがというところで、利用者が増えてくるというところはあると思います。その関係で施設の利用者が増えていくというのが1つあると思いますが、あと在宅のほうのサービスが減っているという話ですけれども、これに関しては、もちろん施設利用者が増えたところから減っているというのもございますけれども、もう一つ考えられるのは、サービスの適正利用というところが進んでいるのだと思います。以前であれば、取りあえずデイサービス、取りあえずヘルパーというところがありましたけれども、今はケアマネジャーがしっかりとその方の問題点を確認して、それに対して適切なサービスを行っているというところで、サービスの適正化につながっているのではないかとこのように評価はしております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 訪問介護人材不足というのが課題になっていますが、この辺は市内では十分に対応できている状況なのでしょうか、それとも不足しているのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） お答えいたします。

決して潤沢にということではございませんで、やはり今後介護人材を確保していく、今現在も介護人材の確保というのは各事業所での課題になっておりますし、市のほうでもそこに対して一緒に考えていきたいとは考えております。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） もう一つ、介護報酬の問題で、介護事業者の破綻というのがよく報道されていますが、なかなかこれから介護で、いろいろと我々が世話になるような、そういう施設が先々が不安なところがあるのですが、その辺の国の制度なのか、どういうふうはこの介護報酬と、それから事業所が安定的に継続していくための課題というのはどの辺にあるのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） やはり大きいところは、人材の確保というところが1つあるかと思えます、安定した継続というところでは。あとは、報酬の部分に関しましては、国のほうで利益率とかを見て判断はしていると思うのですが、継続するためにはまず人材の確保というところと、あとはその時代で、その地域でどういったニーズがあるかというところをしっかりと判断して、そのニーズに合った体制づくりというのが、通所なのか、施設なのか、ほかのサービスなのかというところは考えていかなければいけないと思えます。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 資料の5ページですが、中ほどの施設介護サービスですけれども、受給者1人当たりの月額が前年度は27万7,960円でしたが、28万2,297円で4,000円ちょっと上がっているのです。居宅サービスは増えるのは大変結構なこと、あと地域密着型も下がっているのですけれども、施設介護サービスは上がった。この4,337円ですけれども、1人当たり入所者にかかってくるわけですから、何か考えられる心当たりというのがありますか。

○委員長（八幡元弘君） 金子福祉介護課長。

○福祉介護課長（金子千恵君） 毎年上がっているというよりも、その年々で上がったたり下がったりというところがございますので、恐らく要介護が重い方はやはりそれだけ費用がかかりますので、その辺りの人数というところもあるかと思えます。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第4号 令和5年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第5号 令和5年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

矢部健康づくり課長。

○健康づくり課長（矢部孝俊君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。認定第5号 令和5年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の362ページからになります。歳入の収入済額の合計は363ページのとおり5,230万9,782円で、歳出の支出済み合計は365ページのとおり4,866万4,313円となり、歳入歳出差引き額は364万5,469円となり、令和6年度へ繰越しいたします。

ここで、利用者について申し上げます。医科でございますが、令和5年度の利用者は延べ301人で、前年度と比較しまして116人、率にしまして約28%減少となりました。歯科につきましては、利用者は4,950人で、前年度と比較して95人、率にして約2%増加となりました。

それでは、個々の内容について歳出からご説明申し上げます。378ページ、379ページをお願いいたします。1款衛生費、1項保健衛生費、第1目医科診療費につきましては、診療所の医師の部門における運営経費であり、看護師等の会計年度職員の報酬、医療材料費、その他診療所の維持管理費に係る経費でございます。11節役務費の手数料は、新潟臨港病院からの医師派遣に係る支出が主な支出でございます。

第2目歯科診療費につきましては、歯科部門の運営経費でございます。12節委託料の歯科診療業務委託料は歯科医師の診療業務に対する委託料、13節使用料及び賃借料の医療用備品賃借料はレントゲンのリース料でございます。

次に、380ページ、381ページの2款公債費は、平成28年度に診療所の駐車場整備工事を、平成元年に屋根の修理と歯科の診療用椅子を購入した際の起債償還の元金と利子でございます。

382、383ページの予備費は使用いたしませんでした。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして、368ページ、369ページをお開きください。第1款使用料及び手数料、1項使用料、第1目衛生使用料につきましては、医科及び

歯科の診療収入でございます。

次に、370ページ、371ページの第2款県支出金、第1項県補助金、第1目衛生費県補助金は、へき地診療所運営事業に対する県の医療施設運営費補助金でございます。

次に、372ページ、373ページの第3款繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、374ページ、375ページ、第4款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。
増子委員。

○委員（増子達也君） 歳入なのですけれども、371ページで一番下なのですけれども、へき地診療所運営事業補助金ということで、これは今年の3月31日で閉院ということになるのですけれども、次年度はこれ当然なくなりますよね。ゼロということによろしいですか。

○委員長（八幡元弘君） 矢部健康づくり課長。

○健康づくり課長（矢部孝俊君） 閉鎖となりましたので、次年度はございません。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） へき地診療所の建物まだあると思うのですけれども、その後どのような形で、利用できないというふうには聞いてはいるのですけれども、解体や再度利用するなど、そういったお考えはどのような形になっていますでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） そもそもその診療所は老朽化が著しいと。したがって、それを施設的に運営継続することもかなり難しいといったところが想定されている。その辺りを踏まえてこのような流れになっていることに鑑みますと、再利用ということは基本的にあり得ないというふうに捉えておかなければいけません。公の施設的な利用に供するといっても、例えば耐震化の問題、様々な問題を考えると、いずれは取り壊す、それまでの間は利用に供するということはないというふうに捉えていただきとうございます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 今の増子委員の関連なのですが、施設そのものは継続して使う意向はないということですが、今まで取りそろえた医療機器等、まだ使える医療機器等があったと思うのですが、その辺の取扱いについてはどんなふうを考えていますか。

○委員長（八幡元弘君） 矢部健康づくり課長。

○健康づくり課長（矢部孝俊君） 医療機器につきましても、開設してから時間がたっているものが結構ございまして、これからまた正常に使えるものが非常に少なかったことでありますので、

処分をさせていただいております。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 歳入なのですけれども、369ページで、1款1項1目の1節、2節、使用料です。医科、歯科の使用料それぞれあるのですけれども、備考のほう見ますと、医科の場合は医科診療収入、これ診療収入と分かるのですけれども、その次、医科使用料（一般会計分）というのと、その下、歯科、同じく使用料ということで一般会計分とあるのですが、これはどのような収入になりますでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 矢部健康づくり課長。

○健康づくり課長（矢部孝俊君） 診療収入につきましては診療したものの収入なのですが、一般会計分というものは、市のほうで例えばワクチン接種をお願いした分の収入、それから健診をお願いした分の収入ということで分けて歳入いたしております。

○委員長（八幡元弘君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） 質疑がないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第5号 令和5年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第6号 令和5年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 認定第6号 令和5年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書388ページをお願いいたします。歳入合計は歳入済額1億7,890万4,915円であり、390ページになります。歳出合計で支出済額1億7,863万4,683円でございます、歳入歳出差引残額27万

232円を令和6年度に繰越しするものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。406ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目地域産業総務費は、26節公課費で各事業の運営費等に係る消費税及び地方消費税を納入したものでございます。

2目地域活性化センター運営費は、ハム製品や胎内高原の水等の販売と市産の紅はるかを原料とするはるかなたペーストの販売に要する経費のほか、施設の維持管理に要した経費を支出いたしました。

3目農産物加工施設運営費は、10節需用費の修繕費は施設の電動シャッターを修繕し、12節委託料で胎内高原ミネラルハウスの施設管理委託料を支出し、14節工事請負費では電柱上にある高圧気中開閉器の更新工事を行いました。

4目ワイン製造施設運営事業費では、醸造及び販売経費のほか施設の維持管理経費でございますが、408ページ、10節需用費の消耗品につきましてはワインボトルや箱類、施設用の消耗品が主な支出でございます。印刷製本費は、ワインラベル等の印刷でございます。12節委託料でワイン醸造委託料は、新潟フルーツパークへの醸造補助作業委託、醸造指導業務委託料等が主な支出でございます。13節使用料及び賃借料で、醸造用機器につきましてはスパークリングワインの充填機の賃借料、15節原材料は加工用ブドウ及び醸造用の原材料でございます。なお、昨年は計画する収穫量より多く収穫されたため、各節から流用と予備費から充用させていただいたところでございます。17節備品購入費は醸造用たるの購入費、ワイン等で使用する公用車が故障いたしましたので、修繕ができないことから経営貨物車1台を購入いたしました。

次に、412ページになります。3款公債費、1項公債費につきましては、米粉製造施設及び胎内高原ミネラルハウスの長期債償還元金と償還利子でございます。

次に、414ページになります。4款予備費につきましては、3目の修繕費及び4目の原材料費へ充用しております。

続きまして、歳入でございます。戻りまして、394ページになります。1款事業収入、1項1目地域活性化センター事業収入は、ハム製品や胎内高原の水、はるかなたペーストの販売収入でございます。前年度と比較いたしますと19万8,000円ほど減少しておりますが、ハム製品の取扱いが減少したことが主な要因でございます。

2項1目農産物加工事業収入は、胎内高原ハウス株式会社へ委託いたしましたミネラルウォーター、お茶類等の販売収入でございます。前年度と比較いたしますと1,194万円ほど減少しておりますが、5年保存水500ミリリットルの販売減少が主な要因でございます。

3項1目ワイン製造施設運営事業収入はワイン販売収入でございます。前年度と比較いたしますと80万円ほど減少しておりますが、販売本数は1万367本と前年度より380本減少が主な要因でございます。

次に、396ページになります。2款使用料及び手数料、1項1目行政財産目的外使用料につきましては、電柱と電線の敷地使用料でございます。

次に、398ページになります。3款財産収入、1項1目利子及び配当金につきましては新潟製粉株式会社からの配当金、2目財産貸付収入は胎内高原ハウス株式会社の第2工場の用地貸付料でございます。

次に、400ページになります。4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では本会計運営費補填分、2項1目鹿ノ俣発電所運営事業繰入金は鹿ノ俣発電所運営事業からの電気料軽減のための配当分でございます。

次に、402ページになります。3款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、404ページになります。6款諸収入、1項1目雑入は胎内高原ワインの商品発送手数料、市有建物火災保険料使用者負担金は、新潟製粉株式会社から本社工場の建物保険料等負担金となっております。

以上で認定第6号 令和5年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてのご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。

天木委員。

○委員（天木義人君） ワイン製造ですけれども、昨年製造した本数は何本で、それを全部売り切ると幾らになりますか。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 令和5年度の製造本数でございますけれども、1万6,684本でございます。なお、こちら1本当たり、うちのワインは平均で2,500円、2,600円くらいで平均でいきますと……すみません。4,000万円ほどになります。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 4,000万円というと、そうすると経費が3,500万円かかっているの、黒字になるわけですけれども、あっちこちの評判よくて、店先に見かけるのですけれども、なぜ販売本数が1万ちょっとということで少ないのか、やはり努力が足りないのか、アピールが足りないのか、その辺のこれからの計画、販路拡大はどのようになっていますか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

まず、製造するために何が一番基になるのかといった部分、これの認識が、これは2年ほど前の予算委員会、あるいは決算委員会等でもお答えした経緯がございますが、当然のことながらワインの苗木はどんどん継ぎ足して増やしていかないと、それが基になって増えていかない。かな

りの年月、それがなくままに枯渇していく流れにあったといったところで、世界的にワインの苗木が減少していたコロナ禍の始まり頃、そこから何とかいろいろな調達を工夫して、苗木を増やしてきたという経緯がございます。それがために最近では、天候不順等もありましたが、ある程度増やしていく基調になっていると。そういったところで製造されたワイン、これ自体はやはりいろいろ出来不出来の年がありますけれども、それなりに評価の高いワインを安定して作ってきておりますので、実はそれをどういうふうに広めていくか、ロイヤル胎内パークホテルでここに来たらこれが飲めますといったようなところをセットに行うとか、さらには、昨年辺り開催できていみせんでしたが、今市役所に入っていただくとワインの夕べということで、いろんな方々を招きしてワインの頒布会的な、お披露目的なことをやりながら、認知度をさらに高めていく、そういったことをもろもろ含めてやっていく、さらにはふるさと納税の品物のリストアップして、それも好評を得ていくような流れをつくっていく、もろもろいろいろなことを併せながら進めていくということが肝要であろうと。なかなかまだその途上でございますけれども、今年度、翌年度、それ以降については好転の兆しがあるし、そうしていかなければと考えておりますので、皆様方にもご理解とご協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 内容の話はいいのですけれども、1万6,000本できて1万ちょっと販売ありますけれども、今現在、今年度はまた製造しないと思うので、今の現在で在庫はどのぐらいあるのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 8月末現在になりますけれども、在庫は2万2,237本でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 2万本あるので、商売でもうちょっと販路に力を入れればいいのではないかなと。どこ聞いても胎内ワインはおいしいという話聞きますので、大々的に販路拡大して、なるべく売り切るような格好をしていかないと、幾ら悪くならないからといっても、宝の持ち腐れでは何にもなりませんので、その辺よろしくお願ひいたします。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 天木委員の言われるようにいつまでも取っておいて、そういうふうには全く考えておりませんので、いろいろ販路拡大、これまで従来研修班に象徴される卸の方をメインに考えてきた、それも実はいろいろ切替えを始めています。すなわち、できるだけダイレクトにホテルであったり、料理店であったり、そういうところに広めていくといったところが大事になってくるのだろうと。そうではないと、どこかの酒屋さんに埋もれていたということがあっては

いけないから、その辺り意識しながら取り組んでおりますこともご理解のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 算委員。

○委員（算 智也君） 388、389、歳入歳出決算書の一番表のところなのですけれども、事業収入、地域活性化センター事業収入、予算が85万7,000円に対して収入が37万7,000円と約44%でしかないという部分で、たしか昨年のお聞きしたら、ネット販売を中止して結構大きく減収したよというお話があったのですけれども、やはりこれだけの予算85万円に対して収入が37万円ですって、次の予算がどういうふうに組まれるか分からないのですけれども、やはり通常商売、収入を求めるとなると、さすがにちょっとあり得ない数字ではないかと。昨年もたしか売上げが57万6,000円ぐらいだったと思うのですが、そこでなぜこの割合にして、こういうふうな予算の組みをしているのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） こちら活性化の運営費ということで、施設の維持管理、そういったものも含んでということでございますし、昨年度、令和5年度になりますけれども、除雪機のリース等も、そういったものがあって、その維持管理に要する経費、そういったものがあってこの金額という形になっております。

〔「歳入が80万円何でこんなちょっと少なかったのか。経費は関係ない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 歳入なのでございますけれども、売店ということで市役所の1階の、販路先はそこであるということでございますし、あとネット販売というのは確かに昨年度もう中止をしたということで、売る場所が市役所のみ売店という形になったので、ちょっと歳入が減っているというような状況でございます。

○委員長（八幡元弘君） 算委員。

○委員（算 智也君） 多分そういうことかなと思っていて、市役所の1階が窓口だというのは、ああ、なるほどなと思ったのですけれども、そうした場合にネット販売を中止したことで約50万円ほど去年減りましたよみたいなニュアンスで聞いたような記憶もちょっとあるのですけれども、逆にネット販売をまた再開するとかで販路拡大していこうという方向性はないのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

そもそもロットと内容物が十分、販売していく流れの中で現状維持、さらにはどんどん、どんどん増えてくる傾向にあるのかということ、必ずしもそうではないといったところがこの地域活性

化の事業、現状ですね。現状そういうふうになっているので、裏づけを整えて、本当にネット販売もそう、それから様々なところを販路を確立する足元となる商品が潤沢にきちっとそろっているか、そこを見極めながら、場合によってはこれをかなり限定的なところで捉えて、そもそもが800万円でも8,000万円でもなくて85万円といったところですから、その辺りをしっかりと、ではそういう細々とやったのを何か伸ばそうか、どうしようかといったところにエネルギーを費やしていくことがどうなのか、総合的に考えさせていただこうと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 算委員。

○委員（算 智也君） 確かに生産云々で時間を食うとか手間がかかる、それはあるかと思うのですが、やはり収入の、材料費で約32万8,000円かかっている、売りで37万7,000円ですってなったときに、その5万円と言ったら言い方変ですけども、5万円の売上げ、純利益と考えたときに、果たしてそれがどうなのかというちょっとお話をさせてもらっています。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 今お答えしたとおりでございますけれども、そもそももうけ得る事業なのかどうかという根本を問わなければいけないという、そういう意味合いで申し上げました。すなわち、材料費だけではないわけです。係る経費というのは原材料費だけではなくて、様々な手間がかかり、先ほど課長も途中まで答弁しましたが、いろいろな機材の購入とか、そういうことも関わってくる。そうすると、これを従来どおりの本当の画一的、固定的な考え方のみで継続していくという根本を問い直すところにあるのだろうと、かように考えています。そこら辺を総合的に捉え、では今後はこういった手間暇かけず、限定的に小さな規模でいいから、やろうとするのか、それとも算委員の言われるようなところで、もしかして別の視点で捉えれば、それを販路拡大もし、販売額の向上につなげていけるのかどうか、それを問いながらということで、今年度を経て来年度以降のところの方向づけを行っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第6号 令和5年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第7号 令和5年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 認定第7号 令和5年度鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書418ページをお願いいたします。歳入合計は収入済額1億3,578万7,072円であり、420ページになります。最終合計で支出済額1億2,449万390円でございます。歳入歳出差引残額、1,129万6,682円を令和6年度に繰り越すものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。434ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費では、発電事業及び施設の維持管理に要する経費であり、2節給料から4節共済費までは職員1名分、会計年度任用職員2名分の給料等でございます。10節需用費の修繕費は、農林水産課に設置しております遠隔監視システムのバッテリー交換や公用車の車検等の修繕が主な支出であり、12節委託料では電気主任技術者点検業務委託料のほか、取水ゲート及び用水路設備点検整備業務委託料が主なものでございます。13節使用料及び賃借料は、発電をするための河川の水利使用料を県に納付いたしております。14節工事請負費は、管理用道路の路肩や舗装等の補修、発電所の非常灯をLEDに取り替える工事を行ったものでございます。17節備品購入費は、管理用車両1台購入いたしました。24節積立金は、今後の設備改修等に備えて基金積立てを行ったものでございます。26節公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

次に、436ページになります。27節繰出金で、一般会計繰出金は4施設における電気料軽減のための配分と胎内トンネル照明取替工事に要した経費として繰り出し、地域産業振興事業繰出金はワイナリーの電気料金の配分として繰り出したものでございます。

次に、438ページになります。2款諸支出金、1項公営企業会計支出金、1目農業集落排水事業支出金では4つの農業関連施設の電気料軽減のため、2目簡易水道事業支出金は3施設の電気料金や軽減のための配分としての補助金でございます。

次に、442ページになります。4款災害復旧費、1項1目農業用施設災害復旧費、12節委託料は鹿ノ俣川護岸復旧を行うための設計委託料、14節工事請負費は水管橋の橋台基礎の洗掘対策工事

でございます。なお、災害復旧工事費2,997万3,900円は令和6年度へ事故繰越いたしました。

続きまして、歳入でございます。戻っていただきまして、424ページになります。1款財産収入は、鹿ノ俣発電所運営事業基金利子でございます。

次に、426ページになります。2款繰越金は前年度繰越金でございます。

次に、428ページになります。3款諸収入、2款雑入は売電収入でございます。令和4年度と比較いたしますとおよそ2,380万円減少しておりますが、令和5年度の売電単価がFIT制度終了により入札を行ったところ、低下したところが主な要因でございます。

以上で認定第7号 令和5年度鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についてご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 決算書の435ページの先ほどの事業の積立金、今回5,000万円ほど積立てしたよということですかね。一番最後のこの決算書の462ページ見ると、4億7,000万円ほどあります、基金で。

〔「5億3,000万」と呼ぶ者あり〕

○委員（薄田 智君） この基金というのは、大体どのぐらいまで積み立てる計画なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） どのくらいという額というのは定めておりませんが、ただ今後の施設の修繕、維持補修とか、平成14年からもう22年ほど経過をいたしておりますので、これから大きな施設、キュービクルの交換とか、その大型な修繕等がございますので、それに沿うような形で積み立てていって、それでなおかつその修繕計画を見ながら基金を積み立てていくというようなふうに考えておりますので、よろしくお願したいと思います。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 結構やはり老朽化もしているし、設備も古くなっている部分はあると思うのです。それを考えた場合、中長期的な計画を持ってしかるべきではないかなと思うのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤利勝君） 鹿ノ俣発電所長寿命化計画を平成29年度作成をさせていただいているところでございますけれども、実際その計画立てたものと、実際現場行って確認をするとやはり老朽化が進んで、その計画どおりにはなかなか進んでいない状況もございますけれども、そ

の計画を一つの目安とさせていただいて、現場の状況、施設の設備の状況を見ながら今後説明させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 胎内市にとっては、やはり鹿ノ俣発電所って大きな財産だと思っていますし、ここをうまく活用しながら、いろいろなところに繰り出しできるものだと思いますので、ぜひそういう中長期的な計画をきちっと立てて対応していただければなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

基本的には薄田委員の言われるとおり、これはせっかくある財産であって、活用をどのようにしていくか、一方では修繕等も必要になってくると。やはりさらに中長期的な展望の中で、利水、発電、この辺りが、日本全体でそうですけれども、エネルギー需給、エネルギー価格、売電収入、売電価格といったものが実は大きな影響をここにも与えてくるだろうという認識、それが従来と違って極めて大きな課題、考えどころになっているというふうに認識をしております。いずれにしても、直さなければいけない部分は直しつつ、どうやったら中長期的に安定的に運営がなされていけるのか、しっかりと様々な動向も注視しながら方向づけを行い、議会の皆様にもしかるべきタイミングでお知らせをしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第7号 令和5年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

ここで宮崎市民生活課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

宮崎市民生活課長。

○市民生活課長（宮崎 博君） 先ほど国民健康保険事業特別会計において、坂上委員から高額療養費の人数は何人なのかというようなお話がございました。そちらでありまして、私どものほうで調べましたところ、まず高額療養費の認定なのですけれども、限度額認定書を頂いて、そのまま病院に行って最初から適用を受ける方と、いったん支払って、市役所で申請して支払いを受けるもの、また世帯の1か月の医療費を合算して高額療養費の適用になると、そういったものが混在しておりまして、そうしますとシステムではちょっと今のところすぐには出せないというふうな状況で、結構お時間いただかないと出ないというふうな状況でございまして、現状で把握できるのは、すみません、レセプトの件数だけ……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） 皆さん、お静かにお願いします。

○市民生活課長（宮崎 博君） すみません。ですので、本日は件数のみしかお答えできないという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 坂上委員、よろしいでしょうか。

○委員（坂上清一君） はい。

○委員長（八幡元弘君） それでは、お諮りいたします。

昼食のため、ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 零時56分 再開

○委員長（八幡元弘君） 若干早いですけれども、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第8号 令和5年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について説明願います。

西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） それでは、認定第8号 令和5年度胎内市公共下水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、薄緑色の決算書でございます。それでは、決算の状況について収益的収支から説明いたします。1、2ページをお願いします。収入決算額は11億6,814万2,645円でございます。

次に、支出決算額は8億8,852万6,545円でございます。

主な収入及び支出については、18ページをお願いします。なお、こちらのページは税抜きで表示しております。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、下水道使

用料、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（３）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、管渠及び処理場費、減価償却費、支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして５ページ、損益計算書の下から３行目の当年度純利益の２億７,４０４万２３０円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。３、４ページを御覧ください。収入決算額は４億５,７３１万３,７１９円でございます。主な内訳は、企業債、他会計補助金、受益者負担金及び分担金であります。

次に、支出決算額は９億５,００３万２,３６３円でございます。主な内訳は、建設改良費、企業債償還金及び他会計借入金償還金であります。

次に、下の欄外に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する４億９,２７１万８,６４４円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の５ページには、公共下水道事業損益計算書を掲載しております。当年度純利益と前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は８億７１７万３,９６８円となりました。

次に、６、７ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を掲載しております。下段は欠損金処理計算書で、８億７１７万３,９６８円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、８、９、１０ページは貸借対照表であり、令和５年度末における公共下水道事業の経営の状況を表した表でございます。

１３ページ以降は、決算附属書類を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました認定第８号について質疑を行います。ご質疑願います。ご質疑ございませんか。

増子委員。

○委員（増子達也君） ５ページの損益計算書になるのですけれども、減価償却費があつて、上から２番目の２営業費用の（３）ですね。減価償却費５億４,５１１万円で、減価償却どんどん、どんどん進んではいるのですけれども、平成４年ぐらいから恐らくスタートしていて、その施設のほとんどがその数年前から建設されていると思うのですけれども、その施設の老朽化というのはどれぐらいのものなのか。もうそろそろ新設というか、変更をしなければいけないものなのか、耐用年数、実際その寿命が来ているものがあるのかどうなのか、お願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 施設の処理場本体とかは大丈夫、まだ耐用年数来ていないですし、

管渠も耐用年数は来ていないのですけれども、ポンプ施設であったり、電気計装設備のほうは耐用年数が15年とか20年のものがございますので、既に耐用年数が過ぎて交換しているもの等がございます。減価償却のほうも減るといよりは、あまり増えない状況というふうなのが正直なところですよ。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 管渠のほうの耐用年数ってどれぐらいになっていますでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 下水道管の場合は50年となっております。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 同じく5ページで、4、営業外費用の支払利息、これ9,569万円ということで、これが高額なのか、それともこれぐらいで済んでいるのかというところもあるので、今後、設備替えていくのはちょっとまだ早いとは思いますが、これ減っていくような見込みでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） これから少しずつ減っていくような格好、特に平成の初めのほうに借りたものが少し金利が高かったものですから、平成の後半のほうからは金利もだいぶ安くなっておりますので、減る見込みであります。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑がないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第8号 令和5年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 令和5年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について説明願います。
西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） それでは、認定第9号 令和5年度胎内市農業集落排水事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、紫色の決算書でございます。決算の状況について収益的収支から説明いたします。1、2ページをお願いします。収入決算額は7億3,408万9,526円でございます。

次に、支出決算額は5億2,605万3,991円でございます。

主な収入及び支出については、18ページをお願いします。こちらのページは、税抜きで表示しております。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、管渠及び処理場費、減価償却費、支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3行目の当年度純利益2億34万8,797円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。3、4ページをお願いします。収入決算額は3億7,487万円でございます。内訳は、企業債、国庫補助金、他会計補助金、工事負担金であります。

次に、支出決算額は6億2,926万2,271円でございます。内訳は、建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金であります。なお、建設改良費1億7,866万900円を翌年度に繰り越しました。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額2億5,439万2,271円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の5ページは、農業集落排水事業の損益計算書であります。当年度純利益と次年度繰越欠損金とを合わせた当年度未処理欠損金は6億4,019万235円となりました。

次に、6、7ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段は欠損金処理計算書で、6億4,019万235円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、8、9、10ページは貸借対照表であり、令和5年度末における農業集落排水事業の経営の状態を表した表でございます。

13ページ以降は、決算附属書類を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。ご質疑願います。

増子委員。

○委員（増子達也君） 5ページなのですがけれども、6番、特別損失ということで、過年度損益修正損とその他特別損失出ているのですが、それぞれどういったものなのか、具体的にお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 過年度損益修正損につきましては、こちらのほうは前年度に大長谷のほうの門扉のほうが何か車のようなもので壊されたような跡があって、それが今年度になってこちらのほうを直したのとなっております。それから、その他特別損失のほうは、すみません。失礼いたしました。今の話は、その他の特別損失のほうです。それが大長谷のほうのものです。

過年度修正損は、不納欠損をしたものの金額となっております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 特別損失のほうなのですが、修正したのであれば、これ特損にわざわざ入れる必要はないかと思うのですが、なぜこれ特損に入っている。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 会計処理としてそちらのほうに分かりやすいというふうなことで、今回ここに掲載させていただきました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） すみません。本来であれば引当金として積み立てているものから、そこから経費とすればよろしいのですが、引当金がまだそこまで積み立てていないものから、こちらのほうで特別損失というようなことで計上させていただきました。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） 実際直したのはいつ頃になるのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 平成5年の8月ぐらいの話でした。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） すみません。しつこくて申し訳ないのですが、納得というか、ちょっとよく分からないので、これ平成5年8月に直したということなのなのですが……

○委員長（八幡元弘君） 令和ね。令和5年でしょう。

〔「すみません。私……」と呼ぶ者あり〕

○委員（増子達也君） 令和5年8月に直したということなのですから、これが発見されたのが前年度ということでしょうか、令和4年にあったのだけれどもというのは。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） いや、令和4年ではなくて、同じ年の令和5年の発見でした。

○委員長（八幡元弘君） 令和5年度。

○上下水道課長（西村昭裕君） 令和5年度ですね。はい。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 8ページの貸借対照表ですけれども、この下段のほうの未収金は、下水道料金のほかにどんなものがあるのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） こちらのほうは、下水道料金のほかには加入金であったり、分担金であったりする……

〔「いや」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（西村昭裕君） 失礼いたしました。料金のほうが、未収金が令和6年2月以前分が1,151万円、令和6年3月分が1,078万3,000円、その他の未収金としては鹿ノ俣の繰入金が283万6,000円、地方消費税及び地方還付金が535万8,000円、あとは下水道の未収金の引当金が15万2,000円でした。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 2月の料金収入は、3月には入らないのですか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 一度水道事業のほうで全部受けて、それを振り替えるような形になっているので、まだその時点では入らないというふうなことになっております。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 一応お客様が払ったということになれば入ったことになるのですよね、どこに入ろうか。水道料金に入ろうかどこに入ろうか、払ったのだから。だから、そこから移さないと、何か会計上変ではないですか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 料金としては預かりで一回水道会計のほうに入れるような格好になっているので、特に問題はないかと思えます。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑がないので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第9号 令和5年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第10号 令和5年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） それでは、認定第10号 令和5年度胎内市水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、水色の決算書でございます。決算の状況については、収益的収支からご説明いたします。

1、2ページをお願いします。収入決算額は6億9,736万5,936円でございます。

次に、支出決算額は5億5,842万1,982円でございます。

主な収入及び支出については、17ページをお願いします。こちらのページは、税抜きで表示しております。上段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益、その他営業収益、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費及び支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から4行目の当年度純利益1億2,916万6,514円でございます。

続きましては、資本的収支について説明いたします。3、4ページをお願いします。収入決算額は3億6,139万5,846円でございます。内訳は、企業債、国庫補助金、長期貸付金返済金であります。

次に、支出決算額は5億6,192万4,203円でございます。内訳は、建設改良費と企業債償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額2億4,380万1,085円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減

債積立金で補填いたしました。

次の5ページは、水道事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度未処分繰越剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額と合わせ、当年度未処分利益剰余金は1億9,818万1,770円となりました。

次に、6ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段の表は剰余金処分計算書案でございまして、当年度未処分利益剰余金について減債積立金への積立て及び資本金への組入れを行うものであります。なお、剰余金の処分方法については、本議会の議第60号で提案しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、7、8ページは貸借対照表であり、令和5年度末における水道事業の経営の状態を表した表でございます。

11ページ以降は、決算附属書類を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質疑願います。

天木委員。

○委員（天木義人君） 水道事業の猫山のほう昨年度終わってあれですけども、この後大きい工事あるのか、ないのか。

それと、内部留保6億円ありますけれども、今年度1億2,000万円利益と言ったのですけれども、その用途などはどのように考えていますか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 猫山の工事なのですけれども、今年度も引き続きやっております。令和5年ではなくて今年の年度末までには終了する予定となっております。今後の水道事業の大きな工事といたしましては、並槻浄水場の電気計装部分のシステムの更新工事がございまして、そちらのほうは今分ですと2億円から3億円ぐらいかかるような予定となっております。その部分が直近では一番大きな工事の予定となっております。内部留保なのですけれども……実際は猫山の未払金等があるために、年度末の現金は7億円ほどあったのですけれども、5億円前後に減りそうです。そうすると、これぐらいの内部留保のほうはそのまま維持したいとは考えております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 猫山のほうは、起債を起こして幾らも使っていないと思っているのね、持ち出しは。だから、そんな2億円も今年度使うのかなという感じがしますけれども、あれ総額で4億円ぐらいですか、その辺どうなのでしょう。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 工事のほうは猫山だけではなくて、ほかに配水管の入替え工事やったり、舗装の本復旧工事とかございますので、やはり猫山だけではないですので、それぐらい必要かと考えております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 今までの工事やるときには、少ない金額でも全て起債を起こしていたわけで、そんな使ったことは今までなかったのです。方針が変わったのか。

それと、今年度の収支はどのような見込みありますか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 起債を起こして当然充てているのですけれども、工事が完了しましたら当然その支払いが起きるわけなので、起債の借入れというのは例年3月ぐらいにしておりますので、その間はやはり現金が必要となっております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 今年度の見通し、それと言わせてもらえば、起債を起こして、それを全部一括で返済するわけではないでしょう。だから、全てがそれ今年度要るわけではないと思いますけれども、その辺も併せて、また去年というか、5年度は黒字が1億二千何百万円出たわけなので、今年もそのぐらい出るのかな、出ないのかなということを聞きたいわけです。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 起債の発行額は今年度、昨年度同額ぐらいの見込みであります。

起債の発行はするのですけれども、その間に工事費として支払う現金がなくなるとは困りますので、現金はある程度留保しておかないとやはり困りますので、そのように考えておりますので、純利益のほうも、今年度、令和6年度はやはり人口減少とかございますので、令和5年度よりは少し少なくなるのかなと考えております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 起債を起こして、工事計画があれば起債をお願いして起こすわけですけれども、銀行さんから、国から半年もかからないと思うのです、入ってくるのは。それと、来年というか、来年度というか、今年度も黒字の見込みだということで、前薄田さんが言っていたように、胎内市の水道料金が高いと、県内でも高いほうだということでもありますし、やはり同一サービス、同一料金ということでやっていかないと、もう合併して20年近くになるので、その辺も考えていかなければいけないのではないかなと思って。簡水に合わせて、これだけ黒字であるので、

簡水と同じに値下げすればどのぐらいの金額が必要なのかわかりますか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

もし数字があれば、金額の積み上げがあれば担当課からお答えいたしますけれども、大筋のところ、確かに若干の留保等がありますけれども、長期的に見れば決して余裕のある状況ではなからうというのが率直な認識です。監査委員のほうの意見書の中でも示されていますが、これからやはり有収人口が、今までもそうですし、これからもかなり減っていく。その一方で、設備の更新、修繕、そういうものが増えてくるから、経営について十分その辺りの動向を注視して、そして改善すべきは改善に当たってほしいというのが指摘されていて、我々としてはこれは正鵠なご指摘であると。だから、その期間というものをどのぐらいの期間で見っていくか。二、三年は天木委員の言われるところで可能かもしれませんが、やはり安定的なところを5年先、10年先見ていかなければいけない、そういう観点に立って進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 3年や5年でありますけれども、経営改善有収水量は人口減少で減るということで、前も言ったのですけれども、荒川の取り口のあそこをやめれば、また何千万円か浮くのではないかなと思っているのです。あれをいつまでもやるつもりなのか、それともやはり改革して、人口減少なものだから、今の水道、水量が間に合うので、そこでいくのか、その辺も経営改善の見込みがあると思うのです。やはり全体的に考えていかなければならないと思うので、その辺どう考えているのか。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 今天木委員さんのほうから、荒川のほうの取水もしやめたらというふうなお話ではあったのですけれども、今、夏の間は荒川の取水が6割で井水が4割程度、冬であっても荒川の取水は3割から4割、井水のほうが6割から7割というふうなことで、今現在荒川の取水がないとちょうどぎりぎり足りない、むしろ足りないような状況でありますし、昨年の夏の渇水の時期には荒川があったから、胎内市においては一切給水制限等をすることなくできたことと考えておりますので、やはりそこを、荒川のほうの取水をやめるのであれば、新たな水源を探すような格好になるかと思っておりますので、今現在はちょっと難しいと考えております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 前は荒川使わなくても足りたということで聞いていました。去年辺りもいところ足りたという話も聞いていますし、そんな6割も今までも使っているという話ではなく、

今まではなかったので、急に使うようになったのです。その辺、何か説明があやふやなところありますし、やはり言いたいのは、同一サービスで同一の料金にやったほうがいいのではないかなと。もう合併してから20年もたっているんで、やはりその辺考えて、簡水のほうもそんなに赤字ひどいものではありませんし、これからそこでまた考えていかないと、いつまでもこの状態でいいものか、悪いものかということなので、その辺これから考えていかなければいけないのではないかなと。20年過ぎますので、その辺もいろいろと考えていったほうがいいのではないかなと思っておりますので。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

配慮すべき、考慮すべきは考慮させていただきます。水道料金が高いのか、簡易水道料金が安いのか、そこもありますし、先ほど課長のほうで答弁いたしましたけれども、渇水の状況というのはやはり十分留意しておかなければいけなくて、まさに自然災害が多発しているそのときに物すごい大雨、洪水がある。しかしその一方で、それがたまたま周期が異なったり、巡り合わせによって、渇水の状況もかつてと比べると、かなり厳しい渇水になるといったところが繰り返されてきている昨今の状況にあるというふうには認識しております。その辺り、両にらみで対応しなければいけないと。もし様々なところで料金を下げて、その後また上げざるを得なくなった、それから荒川をやめて、あっという間にまた渇水が厳しさを増して、そういう年があって、それで供給に滞りがあったと、こういうことではやはり責任あるライフラインの事業運営に至っていないということになりますから、いずれにしてもその辺り、総合的に考えさせていただきます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） つい最近なのですけれども、荒井浜の方から荒井浜は水道料金も安いし、過ごしやすから、何とかって聞いたのです。私、認識不足で、今黒川さんの上水道、安いとか……

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員、項目違……

○委員（羽田野孝子君） いや、単価をお知らせいただきたいのです。

○委員長（八幡元弘君） 項目が、荒井浜は簡水だよ。

○委員（羽田野孝子君） 荒井浜の水道水。

〔「いや、それは簡易水道事業です」と呼ぶ者あり〕

○委員（羽田野孝子君） 簡易水道事業だから、こちらとは違う……

○委員長（八幡元弘君） これは水道事業だよ。

○委員（羽田野孝子君） そうだけれども、いや、こちらの今黒川地区の水道料金とかも出てきましたので……

○委員長（八幡元弘君） いや、それとは話違います。入り口違うでしょう。

○委員（羽田野孝子君） いや、でもこれは上水道でしょう。

○委員長（八幡元弘君） 次……

○委員（羽田野孝子君） 胎内市の私が使っている……

○委員長（八幡元弘君） 次のところで。

○委員（羽田野孝子君） いや、地域だけれども、だからその単価がどう違っているのかをお知らせくださいというだけです。今市長さんの答弁でも違っているとおっしゃるけれども、どういふふうに違うかが分かりません。

○委員長（八幡元弘君） 簡水の時き答えてください。

○委員（羽田野孝子君） 簡水でもいいのだよ。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 胎内市の水道料金は、市の水道が家庭用であれば10立方まで1,800円ぐらいで、超過料金が1立米200円というふうなことなのです。荒井浜のほうの簡水なのですけれども、同じような形で、指定管理者としてうちのほうでお願いしているのですけれども、基本料金が1,000円ぐらいで、超過料金のほうが1立米当たり50円程度と聞いております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） それでは、ご質疑ないので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第10号 令和5年度胎内市水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第11号 令和5年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について説明願います。

西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） それでは、認定第11号 令和5年度胎内市簡易水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、ピンク色の決算書でございます。決算の状況については、収益的収支から説明いたします。1、2ページをお願いいたします。収入決算額は2億257万5,092円でございます。

次に、支出決算額は1億8,165万9,697円でございます。

主な収入及び支出については、19ページを御覧ください。こちらのページは、税抜きで表示しております。上段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費及び支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から4行目の当年度純利益1,938万円でございます。

続きましては、資本的収支について説明いたします。3、4ページを御覧ください。収入決算額は6,737万6円でございます。内訳は、企業債と他会計補助金、国庫補助金であります。

次に、支出決算額は1億2,222万7,329円でございます。内訳は、建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的収支に不足する額5,485万7,323円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の5ページは、簡易水道事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせ、当年度未処分利益剰余金は9,015万651円となります。

次に、6、7ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段の表は剰余金処分計算書案でございまして、当年度未処分利益剰余金について減債積立金への積立て及び資本金への組入れを行うものであります。なお、剰余金の処分方法については本議会の議第61号で提案しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、8、9、10ページは貸借対照表であり、令和5年度末における簡易水道事業の経営の状況を表した表でございます。

13ページ以降は、決算附属書類を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。質疑願います。増子委員。

○委員（増子達也君） 6、7ページになるのですけれども、下段のほうです。簡易水道事業剰余金処分計算書（案）とあるのですけれども、これ水道会計もそうだったのですけれども、資本金の組入れを行っているということで、案ではありますけれども、今回1,400万円資本金に組み入れるということで、実際資本金今2億円ぐらいあるのですけれども、これ資本金組み入れるメリット、デメリット、通常の企業でいったら資本金というのは企業の価値になって、借入れをするだとか、そういったときに有利になってくるものである一方、税金は高くなっていくというデメリットがあるのですけれども、この企業会計において資本金組み入れる際のメリット、デメリット、さらにどこまでこの資本金組み入れていくのだという、これぐらいが適当だというのがあればお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 実は、公営企業会計と普通一般の企業会計で違う部分がこの資本金の部分でありまして、公営企業会計においては借入資本、要するに起債した部分も資本金として組み入れて計算することになっておりますので、その部分、一般の企業会計であれば借りたお金は負債であるはずなのですけれども、公営企業会計においては借入資本というふうなことで資本金に組み入れていいというふうなことになっておりますので、いいというよりは資本金に組み入れることになっておりますので、ちょっと金額が太って見えるのですけれども、実際の現金はこんなにあるはずもなく、そういう会計処理というふうなことでご承知していただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 増子委員。

○委員（増子達也君） すみません。私聞きたいのはメリット、デメリットということで聞きたいという、通常の企業であれば、先ほど申し上げましたけれども、資本金上がると税金上がっていくということになるのですけれども、そういったこと多分ないだろうなというところで考えて、さらに資本金がたくさんあって借入れどうのこうのというメリットも恐らく発生しないと思うのです。そういう中で積んでいくというところで、どういった意味合いで積んでいるのか、もしくは法律の中でそうなっているから、ただ単に積んでいるというところなのか、その辺お願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） 委員おっしゃるとおり、税金は特にそれによって増えることはございませんし、公営企業会計法でそういうふうにして積んでいるというふうな話になっております。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑がないので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第11号 令和5年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第12号 令和5年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について説明願います。

西村上下水道課長。

○上下水道課長（西村昭裕君） それでは、認定第12号 令和5年度胎内市工業用水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、黄色の決算書をお願いします。決算の状況について収益的収支から説明いたします。1、2ページをお願いします。収入決算額は1,176万7,537円でございます。

次に、支出決算額は1,023万9,254円でございます。

主な収入及び支出については、12ページをお願いします。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、原水費、減価償却費であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3行目の当年度純利益152万7,983円でございます。

続きましては、資本的収支についてご説明いたします。3、4ページをお願いします。収入決算額は137万8,131円で、内訳は他会計補助金であります。

次に、支出決算額は収入と同額であり、企業債償還金であります。

次のページは、工業用水道事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金と合わせ、当年度未処分利益剰余金は426万6,922円となります。

次の6ページは、上段が剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。

下段は剰余金処分計算書案で、未処分利益剰余金について翌年度に繰り越すものであります。

7 ページは貸借対照表であり、令和5年度末における工業用水道事業の経営状況を表した表で
ございます。

9 ページ以降は、決算附属書類を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました認定第12号について質疑を行います。ご質疑願います。
ご質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第12号 令和5年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について直ちに
採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第12号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 1時44分 閉 会